

投資性の強い預金等 に関する政府令案の公表

制度調査部
金本 悠希

排出権デリバティブ取引など、銀行・銀行子会社の業務範囲が拡大

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。5月21日までパブリック・コメントに付される。

内容は多岐に渡り、本稿では、そのうち、金融商品取引法の行為規制が準用される、銀行が扱う投資性の強い預金等に関する部分について扱う。

改正案のポイントは、投資性の強い預金等に準用される行為規制が具体的に規定されたことと、排出権デリバティブ取引など、銀行・銀行子会社の業務範囲が拡大されていることである。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

その中で、銀行法の改正も行われている。その主な内容は、デリバティブ預金などの、投資性の強い預金に金融商品取引法の行為規制を準用することである¹。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、銀行法施行令・銀行法施行規則の改正案も公表されており、本稿ではそれについて解説する。

2. 改正案のポイント

改正案のポイントは、以下の通りである。

投資性の強い預金に対する規制の横断化の細則

銀行の業務範囲の拡大

銀行子会社の業務範囲の拡大

¹ 拙稿「金融商品取引法法制における預金・保険の取扱い」（2006年8月31日付 DIR 制度調査部情報）参照

3 . 投資性の強い預金に対する規制の横断化の細則

銀行法の改正で、「特定預金等」と定義される、投資性の強い預金には、金融商品取引法の行為規制が準用されることとなった（改正銀行法 13 条の 4）。この「特定預金等」は、今回の改正案では、以下の範囲のものとされた（銀行法施行規則改正案 14 条の 11 の 4）。

一定の条件 を満たすデリバティブ預金等
外貨預金等
通貨オプション組入型預金等

預入期間の途中で解約をした場合に違約金等を支払うこととなる預金等で、残高から当該違約金等を控除した金額が金利等の変動により預入金額を下回るおそれのあるものであること

この特定預金等には、原則として以下の金融商品取引法の行為規制が準用される（改正銀行法 13 条の 4）。

広告等の規制（金融商品取引法 37 条）
契約締結前・締結時の書面の交付義務（金融商品取引法 37 条の 3、37 条の 4）
一定の場合における顧客からの書面による契約解除（クーリングオフ）（金融商品取引法 37 条の 6）
一定の場合における不招請勧誘・再勧誘の禁止など（金融商品取引法 38 条 3 号～6 号）
損失補てんなどの禁止（金融商品取引法 39 条（ただし、3 項但書き、5 項は準用しない））
適合性の原則等（金融商品取引法 40 条）

実際には、これらの行為規制が適用されない場合がある。具体的には、 に関して（3）、 に関して、（4）参照。

これ以外にも、特定投資家を相手とする場合には一定の規制を免除するという規定も特定預金等に準用されている（改正銀行法 13 条の 4、金融商品取引法 45 条）。

（1）広告等の規制

特定預金等に準用される広告等の規制は以下の通りである。

銀行が行う特定預金等の受け入れなどの広告等の表示事項として、以下の項目を表示（銀行法施行令改正案 4 条の 5、施行規則改正案 14 条の 11 の 19、14 条の 11 の 20）

- a. 顧客が支払うべき対価²の合計額またはその計算方法（表示できない場合は、その旨とその理由）
- b. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、次の事項
- 当該指標
- 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- c. 銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨
- d. その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実
- デリバティブ預金等に関する広告等への表示事項として、以下の事項等を追加（施行規則改正案 14 条の 11 の 20）
- 銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨
- その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

（2）契約締結前・締結時の書面の交付義務

金融商品取引法の行為規制の準用により、銀行は特定預金等契約を締結しようとするときは、あらかじめ、特定預金等契約の概要などの事項を記載した書面を顧客に対し交付しなければならない。また、特定預金等契約が成立したときなどは、遅滞なく、一定の書面を顧客に交付しなければならない（改正銀行法 13 条の 4、金融商品取引法 37 条の 3、37 条の 4）。

この契約締結前・締結時の書面の交付義務に関して、施行令・施行規則の改正案では、以下のように適用が除外される場合が定められている。

以下の場合等に、書面交付義務³を適用除外（施行規則改正案 14 条の 11 の 24、14 条の 11 の 28）

外貨預金等の特定預金等契約の締結の 1 年以内に、「外貨預金等書面」を交付している場合⁴

特定預金等契約の締結の 1 年以内に、同一内容契約につき書面を交付している場合

施行時の経過措置が整備されており、施行前に「外貨預金等書面」を交付でき、施行後 3 ヶ月以内に外貨預金等を締結する場合、一定の条件⁵のもとに、契約締結前の書面交付義務を適用除外とするとされている。

また、契約締結前・締結時の交付書面の記載事項も詳細に規定されている（施行規則改正案 14 条の 11 の 26、14 条の 11 の 27）。

² 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わない

³ 契約締結前のもも契約締結時等のもも含む。

⁴ 当該顧客から交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る

⁵ 以下の条件である。

施行後 3 ヶ月以内に外貨預金等書面を交付する

顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示がある

(3) 一定の場合における顧客からの書面による契約解除（クーリングオフ）

改正銀行法では、金融商品取引法の規定が準用され、「当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限」り、顧客からの書面による契約解除が認められる（改正銀行法 13 条の 4、金融商品取引法 37 条の 6 第 1 項）。

しかし、今回公表された銀行法施行令案では、この指定はなされていない⁶。つまり、現時点では、顧客からの書面による契約解除が認められる特定預金等はない。

(4) 一定の場合における不招請勧誘・再勧誘の禁止など

改正銀行法では、金融商品取引法の規定が準用され、「当該特定預金等契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限」り、不招請勧誘・再勧誘が禁止される（改正銀行法 13 条の 4、金融商品取引法 38 条 3 号～5 号）。

しかし、これも、今回公表された銀行法施行令改正案では、この指定はなされていない⁷。つまり、現時点では不招請勧誘・再勧誘などが禁止される特定預金等はない。

(5) 銀行法施行規則改正案による禁止行為

銀行法施行規則改正案では、銀行が行う特定預金等契約に関する販売・勧誘局面の禁止行為⁸として、以下の行為が定められている（施行規則改正案 14 条の 11 の 29）。

銀行業務に関する一般的禁止行為⁹

「契約締結前書面」「外貨預金等書面」を理解されるため必要な程度・方法¹⁰により説明しないこと

特定預金等契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

⁶ なお、金融商品取引法施行令改正案では、投資顧問契約に適用される（金融商品取引法施行令改正案 16 条の 3）。

⁷ なお、金融商品取引法施行令改正案では、不招請勧誘の禁止は店頭金融先物取引に適用され、再勧誘の禁止は金融先物取引全般に適用される（金融商品取引法施行令改正案 16 条の 4）。

⁸ 銀行が行う特定預金等契約に関する業務には、金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為が準用される。

⁹ 以下の行為である（銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3）

顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（銀行法第 13 条の 3 第 3 号に掲げる行為を除く。）

顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

¹⁰ リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度

特定預金等契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者に特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む）

（6）特定投資家制度に関する規定

特定投資家制度とは、機関投資家などの投資の「プロ」を特定投資家と定義し、特定投資家を相手とする場合には、一定の行為規制を免除するというものである。具体的には、特定預金等に関して、特定投資家を相手とする場合には、広告等の規制、契約締結前・締結時の書面の交付義務などの行為規制は準用されないこととなる。

特定投資家制度には、選択が認められている。つまり、特定投資家のうち一定の者は一般投資家に移行し、一般投資家のうち一定の者は特定投資家に移行することが認められる（改正銀行法 13 条の 4、金融商品取引法 34 条の 2～4）。

この特定投資家制度¹¹における、移行の申出等は「契約の種類」を単位としている。つまり、一定の条件を満たす投資家は、「契約の種類」ごとに特定投資家を選択するか、一般投資家を選択するかを決定できる。施行規則改正案では、特定預金等契約については、「特定預金等契約」が 1 つの単位（＝「契約の種類」）とされている（施行規則改正案 14 条の 11 の 5）。

つまり、特定預金等契約のうち、デリバティブ預金は一般投資家を選択するが、外貨預金は特定投資家のままでいるといったことはできない。一般投資家に移行するなら、特定預金等契約全体について一般投資家として扱われることとなる¹²。

（7）その他

上記以外にも、施行規則改正案では、銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務について、上記とおおむね同内容の事項（外貨預金等書面にかかる事項を除く）などが定められている。

4．銀行の業務範囲の拡大

施行規則改正案では、銀行の付随業務として以下のものが追加されている。

投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介（施行規則改正案 13 条）
排出権デリバティブ取引（排出権取引の媒介・コンサルティング業務も付随業務として容認）（施行規則改正案 13 条の 2 の 2）

¹¹ 銀行が行う特定預金等契約に関する業務には、金融商品取引法の特定投資家制度が準用される。

¹² ただし、業者ごとに移行することができるので、デリバティブ預金取引を行う A 業者との関係では一般投資家に移

5 . 銀行子会社の業務範囲の拡大

施行規則改正案では、銀行子会社の業務範囲が以下のように拡大されている。

証券専門会社の業務範囲を拡大（金融商品取引業の全般を対象化）（施行規則改正案 17 条の 2）
金融関連業務として、排出権取引・排出権デリバティブ取引を追加（施行規則改正案 17 条の 3）

6 . 今後の見通し

今回公表された銀行法施行令改正案・施行規則改正案は、2007 年 5 月 21 日までパブリック・コメントに付された後、確定する。

改正銀行法の施行は、金融商品取引法の施行日と同じ、2007 年 12 月 13 日までの政令で定める日¹³である。しかし、金融庁のホームページでは、2007 年 9 月ころを予定しているとされている¹⁴。

行するが、外貨預金取引を行う B 業者との関係では特定投資家のままでいるといったことは可能である。

¹³ 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布（2006 年 6 月 14 日）されてから、1 年 6 ヶ月を超えない政令で定める日

¹⁴ <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>